ACSES ニュースレター_２０２０号（2021 年 1 月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇[インド] 世界最大ワクチンメーカーで火災、5 人死亡 コロナワクチンに「影響なし」 印<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原発事故、東京高裁は国の責任否定　東電だけに賠償命令／東京高裁、原発訴訟で国の責任は認めず　仙台高裁と判断分かれる<新聞報道>
[原子力施設全般]
・核兵器禁止条約、批准国で順次発効 締約国会議はオーストリア開催へ 日本参加は？<新聞報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）<官報>
[4] 消防法施行規則第四条の二の四第一項ただし書及び第三十一条の六第四項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定める件（消防庁告示第 3 号）<官報>
[5] 廃棄物関係
◇令和元年度廃家電の不法投棄等の状況について<>環境省
[6] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　６件　[開催記録、報告、資料等]　２件
[7] 海外の化学物質管理情報
○国際：１件　○欧州：９件　○ロシアおよびユーラシア：２件　○米国：６件
○カナダ：２件　○コロンビア：１件　○オーストラリア：１件　○インド：10 件
○中国：１件　○台湾：１件　○ベトナム：１件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件

鈴蘭水仙（スノーフレーク）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇[インド] 世界最大ワクチンメーカーで火災、5 人死亡 コロナワクチンに「影響なし」 印

＜AFP＝時事　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3327651

インドにある世界最大のワクチンメーカー、インド血清研究所（Serum Institute of India）で 21 日、火災が発生し、5 人が死亡した。地元自治体が発表した。同社関係者によると、新型コロナウイルスワクチンの製造に影響はないという。

同国西部プネ（Pune）にある同社は、英国の製薬大手アストラゼネカ（AstraZeneca）とオックスフォード大学（University of Oxford）が共同開発したワクチン「コビシールド（Covishield）」の何百万回分もの接種量を製造しており、インドだけでなく他の多くの国にも出荷している。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022866/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210121_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：49 件

うち重大事故等として通知された事案：41 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/022865/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210121_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：１件、2.リコール・自主回収情報：４件、3.食中毒情報：３件

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・原発事故、東京高裁は国の責任否定　東電だけに賠償命令

＜朝日新聞　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP1P4W6HP1PUTIL016.html

東京電力福島第一原発事故で群馬県内に避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が 21 日、東京高裁（足立哲裁判長）であった。一審・前橋地裁は国と東電に同等の責任を認めたが、高裁は国の責任を否定し、東電だけに賠償を命じた。賠償額は 90 人に対する約 1 億 2 千万円で、62 人への約 4 千万円だった一審から上積みした。

原発事故をめぐる避難者らの集団訴訟は全国で約 30 件あり、地裁判決が出た 14 件のうち、国の責任まで認めたのは 7 件と判断が分かれている。控訴審の高裁で判決が出るのは昨年 9 月の仙台高裁に続き、今回が 2 件目。仙台高裁は国の責任を認めており、高裁レベルでも判断が割れた。

争点は政府の「地震調査研究推進本部」が 2002 年に公表した「長期評価」の信頼性だった。東北沖でマグニチュード 8・2 級の津波を伴う地震が来る可能性を示す内容で、前橋地裁は信頼性を認めていた。一方、東京高裁は当時の土木学会の知見と食い違う点などを踏まえ、「長期評価から実際の津波の発生を予見できたとはいえない」と信頼性を否定した。

さらに、長期評価に基づいて東電が計算した津波と実際の津波は規模や態様が大きく異なっていたことなどから、「長期評価を前提に措置を講じても事故は回避できなかった」と認定。国が規制権限を行使して東電に事故を回避する措置を命じなかったことは「著しく合理性を欠くとは認められない」と結論づけ、国の責任を否定した。

一方、東電については「原告は平穏な日常生活を送る利益を事故で侵害された」と指摘し、責任を認めた。前橋地裁は原告 137 人のうち 62 人に計 3855 万円の支払いを命じたが、高裁は避難前の居住地域などを個別に検討し、90 人を対象に計約 1 億 2 千万円（1 人当たり 7 万～1494 万円）まで上積みした。

原告弁護団は判決後、「裁判所は国のまやかしの主張にごまかされ、長期評価より業界内部の基準にすぎない土

木評価技術を優先した」と批判する声明を出した。賠償額の上積みについても「完全賠償にはほど遠い」とした。会見した馬奈木（まなぎ）厳太郎弁護士は「仙台高裁の判決と全く正反対。予見可能性を認めない理由が今までの判決で最もひどい」と話した。

・東京高裁、原発訴訟で国の責任は認めず　仙台高裁と判断分かれる
＜毎日新聞　2021 年 1 月 21 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210121/k00/00m/040/132000c
　東京電力福島第 1 原発事故に伴い、福島県から群馬県に避難した住民ら 91 人が国と東電に総額約 4 億 5000 万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁（足立哲裁判長）は 21 日、国の責任を否定し、東電のみに賠償を命じた。
　同種訴訟で高裁として初めて国の責任を認めた 2020 年 9 月の仙台高裁判決とは判断が分かれた。

[原子力施設全般]
・核兵器禁止条約、批准国で順次発効 締約国会議はオーストリア開催へ 日本参加は？
＜毎日新聞　2021 年 1 月 22 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210122/k00/00m/030/001000c
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_OLrBRT1wGvYsSZY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 1 月 21 日版）
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6vT9EwLj1n3OoHBY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6vT9EwLj1n3OovBY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-uTtAxLzxm3esqBY
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16226.html
---
◇マスコミ報道　見出し
・東京　職場内感染は過去最高
＜日テレ NEWS24　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.news24.jp/articles/2021/01/21/07808009.html
--- ---
[対策・予防]
◇省庁発表
・接種についてのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-uTtAxLzxm3esCBY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2sTNIzLT5k3-k0BY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6vSITyxNE7UPCHBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・南ア型やブラジル型の変異種、抗体効果少なく…専門家「ワクチンは有効」

＜読売新聞　2021 年 1 月 22 日＞
https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210121-OYT1T50259/

・ワクチン第１弾、２月中旬到着　ファイザー製１万回分超
＜共同通信　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.47news.jp/news/5748503.html
　政府関係者は 21 日、確保を進める新型コロナウイルス感染症ワクチンの第１弾として、ファイザー製１万回分超が２月中旬に日本に届く見通しであることを明らかにした。菅義偉首相はこれに先立つ参院本会議の代表質問で「全体として３億１千万回分を確保できる見込みだ」と述べた。この量は、20 日に正式契約を発表した米ファイザー製を含め、政府が契約した欧米３社の合計の供給量を意味する。
　厚生労働省によると、これまでに契約したワクチンの供給量は、ファイザーが１億 4400 万回分、英アストラゼネカが１億２千万回分、米モデルナが５千万回分。

・武田薬、国内でモデルナのコロナワクチン臨床試験を開始
＜ロイター　2021 年 1 月 21 日＞　https://jp.reuters.com/article/takeda-moderna-vaccine-idJPKBN29Q0LA
　武田薬品工業は２１日、米モデルナが開発した新型コロナウイルス感染症ワクチン候補の臨床試験を日本国内で開始したと発表した。日本はモデルナとの間で、今年前半から５０００万回分のワクチン供給を受けることで合意している。
武田薬の今川昌之・日本ワクチン事業部長は今月７日、ロイターの取材に対し、治験には数カ月かかる見通しで、承認は早くて５月になると語っている。
コロナワクチンを巡っては、厚生労働省が２０日、年内に１億４４００万回分の提供を受けることで米ファイザーと正式契約を結んだと発表した。

・新型コロナ　ワクチン３．１億回確保　首相表明　２社は実用化遅れ
＜毎日新聞　2021 年 1 月 22 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210122/ddm/012/040/066000c
---

・政府のワクチン調達に狂い　当面は「ファイザー頼み」　治験遅れで他社は春以降
＜毎日新聞　2021 年 1 月 21 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210121/k00/00m/040/340000c
　新型コロナウイルス感染症のワクチンを巡り、政府の調達計画の当初想定に狂いが生じ、対応に追われている。政府は英米３社から供給を受ける方針だが、うち英アストラゼネカ社と米モデルナ社のワクチンは治験の遅れなどから国内での実用化は早くて春以降にずれ込む見通し。このため政府は、20 日に締結した米ファイザー社との契約で、調達量を 2400 万回分増やした。政府は「ギリギリ確保できる」（厚生労働省幹部）として接種計画に遅れはないとするが、当面は「ファイザー頼み」で接種を進めることになる。
　政府は 20 日、ファイザーと「年内に１億 4400 万回分」の供給を受けることで最終合意した。これを受けて、菅義偉首相は 21 日の参院本会議の答弁で「全体として３億 1000 万回分を確保できる見込みだ」と強調した。1 人２回接種するので、日本の人口を上回る計算にはなる。
　政府が昨年７月にファイザーと基本合意した際は「2021 年６月末までに１億 2000 万回分」の供給を受けるとの内容だった。それが、最終合意では時期を「年内」、供給量については「1 億 4400 万回分」に修正された。複数の政府関係者は、…

・新型コロナ　先行接種１００施設公表　３９都道府県の医療者　厚労省
＜毎日新聞　2021 年 1 月 22 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210122/ddm/012/040/064000c
　厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症のワクチンについて、医療従事者を対象とした先行接種を実施する３９都道府県の医療機関１００施設を公表した。
　厚労省によると、対象は国立病院機構５２施設▽地域医療機能推進機構２７施設▽労働者健康安全機構２１施設。先行接種する医療従事者は１万人程度を想定している。対…

・“コロナ後遺症”専門外来を開設
＜NHK　2021 年 1 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210122/1000059304.html
◇マスコミ報道　見出し
・[中国] 北京 変異したコロナウイルス感染確認で約 155 万人に PCR 検査
＜NHK　2021 年 1 月 22 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210122/k10012827311000.html
---

・鼻出しマスクや着用拒否、対応に苦慮　交通機関やスーパー「注意するとトラブルになりかねない」
＜京都新聞　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/475149
・「在宅勤務手当」国が示した非課税計算式が複雑すぎる
＜毎日新聞　2021 年 1 月 22 日＞
https://mainichi.jp/premier/business/articles/20210121/biz/00m/020/006000c
****

[3] 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）

［官報］　令和 3 年 1 月 22 日　本紙　第 417 号　4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210122/20210122h00417/20210122h004170004f.html

〇内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第１号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十二条第一項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十九条第一項及び第二十六条並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第二十一条の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 3 年 1 月 22 日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部改正）

第一条　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省　令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一（第一表から第六表まで及び別紙を除く。）中「氏名印」を「氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考 12 までを一ずつ繰り上げる。

様式第一の二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

様式第二中「㊞」を削る。

様式第三中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５から備考７までを一ずつ繰り上げる。

様式第四及び様式第五中「氏名　印」を「氏名」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

様式第六中「氏名　印」を「氏名」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

（フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部改正）

第二条　フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一（第一表及び第二表並びに別紙を除く。）中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考９までを一ずつ繰り上げる。

様式第三中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５から備考７までを一ずつ繰り上げる。

様式第四及び様式第五中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

様式第六中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[4] 消防法施行規則第四条の二の四第一項ただし書及び第三十一条の六第四項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定める件（消防庁告示第３号）

［官報］　令和３年１月 22 日　本紙　第 417 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210122/20210122h00417/20210122h004170005f.html

〇消防庁告示第３号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第四条の二の四第一項ただし書(同令第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の六第四項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を次のように定める。

令和３年１月 22 日　　消防庁長官　　横田　真二

第一　事由

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の四第一項ただし書（規則第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の六第四項の規定に基づき消防庁長官が定める事由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第三十二条第一項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公一不（令和三年一月七日）（以下「緊急事態宣言」という。）がされたこととする。

第二　期間

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第四条の二の二に定める防火対象物及び令第六条に定める防火対象物（令第三十六条に定めるものを除く。）のうち、緊急事態宣言(二)に掲げる緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態区域」という。）又は緊急事態区域であった区域（特措法第三十二条第三項

の規定に基づく区域の変更（以下「区域変更」という。）又は同条第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（以下「緊急事態解除宣言」という。）がされた場合において、区域変更又は緊急事態解除宣言により緊急事態区域でなくなった区域をいう。）内に所在するものであって、次の各号に掲げる期間が緊急事態宣言(一)に掲げる期間の開始の日（以下「開始の日」という。）から緊急事態解除宣言の日(緊急事態解除宣言の目前に、区域変更により緊急事態区域でなくなった区域内に所在するものにあっては、当該区域変更の日。以下「終了の日」という。)から起算して三月を経過する日までの間に終了するものについては、それぞれの規定中「六月」とあるのは「九月に開始の日から終了の日までの日数を加えた期間」と、「一年」とあるのは「一年三月に開始の日から終了の日までの日数を加えた期間」と、「三年」とあるのは「三年三月に開始の日から終了の日までの日数を加えた期間」と、「定める点検の期間」とあるのは「定める点検の期間に三月及び開始の日から終了の日までの日数を加えた期間」と、「報告の期間」とあるのは「報告の期間に三月及び開始の日から終了の日までの日数を加えた期間」とする。

一　規則第四条の二の四第一項（規則第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第八条の二の二第一項（法第三十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による点検を行わなければならない期間

二　規則第三十一条の六第一項及び同項に基づく平成十六年消防庁告示第九号第三に規定する法第十七条の三の三の規定による消防用設備等の点検を行わなければならない期間

三　規則第三十一条の六第二項に規定する法第十七条の三の三の規定による特殊消防用設備等の点検を行わなければならない期間

四　規則第三十一条の六第三項ただし書及び同項各号に規定する法第十七条の三の三の規定による報告を行わなければならない期間

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

****

[5] ***<u>廃棄物関係</u>***

<u>◇令和元年度廃家電の不法投棄等の状況について</u>

＜環境省　2021 年 1 月 21 日＞　http://www.env.go.jp/press/108986.html

http://www.env.go.jp/press/files/jp/115432.pdf

環境省は、毎年、地方自治体の協力を得て、家電リサイクル法の対象４品目の不法投棄状況等の調査を行っています。今般、令和元年度における廃家電の不法投棄等の状況を取りまとめましたので公表します。

令和元年度に全国の市区町村が回収した、不法投棄された廃家電４品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）の台数(推計値)は、51,800 台（前年度 54,200 台）で、前年度と比較して減少しました。品目ごとの割合は、エアコンが 2.5%、ブラウン管式テレビが 32.3%、液晶・プラズマ式テレビが 24.7%、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 23.9%、電気洗濯機・衣類乾燥機が 16.7%でした※。

※　百分率の合計は四捨五入の関係で 100%になっておりません。

****

[6] ***<u>関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等</u>***

[開催案内]

・<u>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料（オンライン会議）</u>　　1 月 22 日

＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16130.html

〇配付資料

【酢酸トレンボロン（動物用医薬品）】

【ジブチルヒドロキシトルエン（飼料添加物）】

【カスガマイシン（農薬）】

【クロルピクリン（農薬）】

【バリダマイシン（農薬)】
【フェンプロパトリン（農薬)】
【プロクロラズ（農薬)】
【1-メチルシクロプロペン（農薬)】
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　1 月 22 日
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127891.html
１ 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２ その他
・産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会合同会議（第８回）を開催します
　　1 月 28 日、WEB 開催
＜経済産業省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210121001/20210121001.html
1. 今後のプラスチック資源循環施策のあり方について
2. その他
・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２０７回）の開催について　　１月２８日
＜内閣府　2021 年 1 月 21 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_207.html
（１）食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について
　・JPAo004 株を利用して生産されたキシラナーゼ
　・Morph TG#626 株を利用して生産された α-グルコシダーゼ
　・線虫抵抗性及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ダイズ GMB151（食品・飼料)
（２）その他
・生命倫理・安全部会（第 45 回）の開催について　　1 月 28 日
＜文部科学省　2021 年 1 月 21 日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu1/kaisai/1411424_00002.htm
1. 「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の改正について
2. 生命倫理・安全対策に関する最近の状況について
3. その他
・省エネ・省資源の未来シンポジウム～いっしょに考える「福島、その先の環境へ。」～の開催について
　　２月９日、オンライン
＜環境省　2021 年 1 月 21 日＞　http://www.env.go.jp/press/108991.html

[開催記録、報告、資料等]
・第 42 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会　予防接種基本方針部会、研究開発及び生産・流通部会(合同開催)　議事録｜厚生労働省　　12 月 10 日
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16205.html
（１）新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築について
（２）その他
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第１回適正使用調査会資料　　1 月 21 日
＜厚生労働省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16018.html
１．血液製剤使用実態調査について
２．血液製剤使用適正化方策調査研究事業について
３．その他
****

[7] ***海外の化学物質管理情報***

注)　＊）化学物質国際対応ネットワークマガジン　第108号　2021年1月21日　から。
　　その他（無印)）　NITE化学物質管理関連情報 第522号　2021年1月21日　から

〇国際

・Section 4: Health Effects Draft OECD Test Guideline on Reconstructed Human Epidermis Phototoxicity (RhE PT)
＜経済協力開発機構(OECD)　2021年1月13日＞
http://www.oecd.org/env/ehs/testing/section4-health-effects.htm
OECDは、化学物質の試験に関するOECDガイドライン、In vitro 光毒性：再構築ヒト表皮光毒性試験(RhE PT)法の試験ガイドライン草案を公開し意見募集を開始した。意見提出は2021/2/23まで。

〇欧州

・欧州における最新動向　＊）

（１）欧州委員会が新たな化学物質戦略を発表

欧州委員会は、10月14日、新たな化学物質戦略「有害物質のない環境に向けた持続可能な化学物質戦略」を発表しました。この戦略は、「欧州グリーンディール」で掲げる有害物質のない環境を目指すもので、欧州の化学物質政策の長期的なビジョンを示しています。また、附属書として56の具体的な行動計画が示されています。

なお、化学物質国際対応ネットワークでは、本化学物質戦略及び附属の行動計画を日本語へ仮訳し、ウェブサイトに掲載しましたので、ご覧ください。

化学物質国際対応ネットワーク　　日本語仮訳　http://chemical-net.env.go.jp/regu_eu.html#EC
欧州委員会　原文（英語）　https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_1839

（２）欧州化学物質庁がSCIPデータベースを公開

欧州化学物質庁（ECHA）は、10月28日、高懸念物質（SVHC）を含有する成形品のデータベース（SCIPデータベース）を公表しました。2021年1月5日以降に欧州に上市する成形品について、SVHC含有量が0.1wt%を超える場合は、事業者はそのSVHCデータを提出することが義務付けられています。

SCIPデータベースは、2015年12月に欧州委員会が採択した「循環型経済のための欧州行動計画」の一環として、廃棄物枠組み指令（WFD）に基づき、サプライチェーンに情報伝達する成形品中の化学物質を管理し、成形品内の有害化学物質の含有量を低減させていくこと、つまり欧州を循環型経済に移行させて、欧州で使用される成形品をよりクリーンなものにしていくことが目的です。欧州は、このデータベースにより、成形品中のSVHCを代替品へ切り替え、有害廃棄物発生の防止を促進し、それにより、より循環性の高い経済への移行と廃棄物処理作業の改善、成形品中の化学物質に関する規制当局における情報ベースの強化を進めることを目指しています。
ECHAウェブサイト（英語）
https://echa.europa.eu/-/tracking-chemicals-of-concern-in-products-scip-database-ready-for-use

（３）欧州PIC規則において輸出通知対象となる新たな化学物質を追加

欧州化学物質庁（ECHA）は、7月21日にPIC規則を改正し、有害化学物質の輸出入に関するPIC（事前のかつ情報に基づく同意の手続き）規則（649/2012/EU）に基づき輸出通知対象となる22の新しい化学物質を追加しました。

5月15日に欧州委員会によって採択された改正規則（2020/1068/EU）には、附属書Ⅰ、パート1、2、3に含まれている22物質を含む19の新しいエントリが含まれています。同様に、水銀化合物および水銀に関する最大含有量制限を持つランプ製品が、EUの輸出禁止対象（PIC規則の附属書Ⅴ）となる化学物質および成形品リストに追加されました。

附属書Ⅰのパート1（第8条に規定の輸出通知手続き対象の物質）にのみ追加された物質
１．イミダクロプリド（Imidacloprid、CAS No: 138261-41-3）
２．プロピコナゾール（Propiconazole、CAS No: 60207-90-1）
附属書Ⅰのパート1およびパート2（第8条に規定の輸出通知手続き対象であることに
加えて、第11条に基づきPIC通知手続き対象の物質）に追加された物質

１．クロロタロニル（Chlorothalonil、CAS No: 1897-45-6）
２．クロルプロファム（Chlorpropham、CAS No: 101-21-3）
３．クロチアニジン（Clothianidin、CAS No: 210880-92-5）
４．デスメディファム（Desmedipham、CAS No: 13684-56-5）
５．ジメトエート（Dimethoate、CAS No: 60-51-5）
６．ジクワット（ジクワットジブロミドを含む。）（Diquat, including Diquat dibromide、CAS No: 2764-72-9、85-00-7）
７．エトプロホス（Ethoprophos、CAS No: 13194-48-4）
８．フェナミドン（Fenamidone、CAS No: 161326-34-7）
９．フルタモン（Flurtamone、CAS No: 96525-23-4）
１０．グルホシネート（グルホシネートアンモニウムを含む。）（Glufosinate, including glufosinate-ammonium、CAS No: 51276-47-2、77182-82-2）
１１．オキサスルフロン（Oxasulfuron、CAS No: 144651-06-9）
１２．プロピネブ（Propineb、CAS No: 12071-83-9、9016-72-2）
１３．ピメトロジン（Pymetrozine、CAS No: 123312-89-0）
１４．キノキシフェン（Quinoxyfen、CAS No: 124495-18-7）
１５．チアメトキサム（Thiamethoxam、CAS No: 153719-23-4）
１６．チラム（Thiram、CAS No: 137-26-8）

また、農薬のホレート（Phorate、CAS No: 298-02-2）が、附属書Ｉのパート１およびパート３（PIC 手順対象の物質）に追加され、工業用化学物質のヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD、CAS No: 25637-99-4、3194-55-6、134237-50-6、134237-51-7、134237-52-8 その他）が、附属書Ｉのパート３にのみ追加されました。

附属書Ｖのパート２（輸出禁止の対象となる化学物質及び成形品）に追加された物質は次のとおりです。

１．水銀（II）硫酸塩（HgSO4）および水銀（II）硝酸塩（Hg（NO3）
２．水銀に関する特定の最大含有量制限を含む、一般的な照明目的のためのいくつかの蛍光灯と蒸気ランプ

EU 公式ジャーナル（英語）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2020.234.01.0001.01.ENG&toc=

（記事（３）は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

・ADR 2021 (files) Volume 1 (track version)Volume 2 (track version)
＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2021 年 1 月 14 日＞
https://unece.org/transportdangerous-goods/adr-2021-files
UNECE は、危険物の国際陸路輸送に関する協定（ADR 2021）の改訂されたトラックバージョン（Volume 1 および Volume 2）がダウンロード可能となったと報じている。

・SCIP duty kicks in: 5 million notifications received for harmful chemicals in products
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 1 月 11 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/scip-duty-kicks-in-5-million-notifications-received-for-harmful-chemicals-in-products
ECHA は、企業の欧州廃棄物指令に基づき自社製品に含まれる SVHC 候補物質についてのデータを SCIP データベースに届出する義務が 2021/1/5 より開始され、既に 500 万件を超えるデータが届出されており、今後数ヶ月以内に公開される予定であると報じている。

・Transfer of UK registrations to the EU to be completed by end of March 2021
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 1 月 11 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/transfer-of-uk-registrations-to-the-eu-to-be-completed-by-end-of-march-2021
ECHA は、英国の 2,140 件の REACH 登録が 2020/12/31 の期限までに EU への移管を開始または完了しているが、20%の登録が EU に移管されておらず、その登録は取り消されることになると報じている。

・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 1 月 11 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHA は、2 物質の欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/3/12 まで。
・Clean tap water for all EU citizens - ECHA’s work on new directive begins
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 1 月 12 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/clean-tap-water-for-all-eu-citizens-echa-s-work-on-new-directive-begins
ECHA は、改訂された飲料水指令が 2021/1/12 付けで発効すること、ECHA の新たな任務として水源から蛇口まで飲料水と接触する材料を製造するために安全に使用できる化学物質、組成物、または成分のポジティブリストを作成する欧州委員会を支援することになると報じている。
・Guidance on REACH Guidance on the preparation of an application for authorisation
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 1 月 12 日＞
https://www.echa.europa.eu/guidance-documents/guidance-on-reach
ECHA は、REACH 認可申請の作成に関するガイダンス文書(2021 年 1 月)を公開した。認可申請作成ガイダンス文書　→
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/13643/authorisation_application_en.pdf/8f8fdb30-707b-4b2f-946f-f4405c64cdc7
・ECHA Weekly - 13 January 2021
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 1 月 13 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-13-january-2021
ECHA は ECHA Weekly の 2021/1/13 版を掲載した。
・REACH authorisation has positive health and environmental impacts
＜欧州化学品庁(ECHA) 2021 年 1 月 13 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/reach-authorisation-has-positive-health-and-environmental-impacts
ECHA は、REACH 認可の社会経済的影響に関する調査によれば、認可の対象となる 54 の化学物質のうち、ほぼ半分の使用が欧州で完全に停止しており、いくつかの化学物質の使用が継続された場合でも、使用量が 97%減少していることから、企業は認可要件によって高懸念物質(SVHC)の使用を避けるようになったと報じている。
REACH 認可の社会経済的影響調査　→
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/13637/socioeconomic_impact_reach_authorisations_en.pdf/12a126f2-9267-1dcd-75e3-ce0f072918e4

○ロシアおよびユーラシア

・ロシアおよびユーラシア経済連合（EAEU）における化学物質管理政策最新動向セミナーのお知らせ　＊）
　化学物質国際対応ネットワークでは、ロシアおよびユーラシア経済連合（EAEU）における化学物質管理政策の最新動向セミナーを開催することになりましたので、ご案内致します。 本セミナーでは、ロシア連邦 CIS センターの担当官をお招きし、ロシア及び EAEU における化学物質管理政策の最新動向について講義と質疑応答を予定しております。
日時：令和３年２月４日（木）15:00-17:20（14:50～ オンライン参加開始）
開催方法：オンライン（Zoom）
参加費：無料
定員：1,000 名程度（定員を超える申し込みがあった場合は抽選）
参加申込期限：令和３年１月 26 日（火）16:00 必着
　参加をご希望の方は、必ず以下のページからご登録ください。参加が確定した方には事務局から参加票を令和３年１月 27 日（水）17:00 までにメールにてお送りいたします。
化学物質国際対応ネットワーク　開催案内
http://chemical-net.env.go.jp/seminar20210204.html

・ユーラシア経済連合（EAEU）における最新動向　＊）

“ユーラシア REACH”で化学物質の登録に年間 1 トンの閾値を提案

ロシア産業貿易省は、「化学品の安全性に関するユーラシア経済連合技術規則」（EAEU TR 041/2017）の改正（案）について、7 月 24 日から 8 月 20 日までパブリック・ディスカッションを行いました。改正（案）では、「登録」の新しい定義を提示し、市場における化学物質の安全性を確保するための手法リストが追加されました。

提案されている変更全ては、化学物質の登録のために提案されている年間 1 トンという閾値によって義務付けられています。

提案された改正（案）によれば、生産者／輸入者あたり年間 1 トン未満の生産（輸入）の化学物質は、化学品の分類、ラベル及び安全データシート（SDS）の要件のみが対象となります。この規則から除外されるのは、発がん性物質、変異原性物質、区分 1 および 2 に分類される生殖毒性物質の化学物質及び混合物です。

改正には、「化学物質と混合物の登録」の新しい定義も含まれています。登録には、年間 1 トンを超える化学物質と混合物の生産と輸入に関する情報が含まれます。また改正（案）では、化学品の流通の安全性を確保するための手法のリストを追加し、年間 1 トン未満の量で生産または輸入された化学品の流通を監視する必要があるとしています。

適合性の評価対象は、製造・輸入業者ごとによる年間 1 トンを超える生産・輸入の化学物質のみです。 また、区分 1 および 2 の発がん性物質、変異原性物質および生殖毒性物質に分類される化学物質および混合物は、適合性を評価する必要があります。

この改正（案）は、化学品の貿易の技術的障壁を減らし、ユーラシア経済連合加盟国内で流通する化学品の自由な移動を確実にすることを目的としています。

ロシア経済開発省　連邦規制案ポータル　通知（ロシア語）

https://regulation.gov.ru/Projects/List#search=%D0%95%D0%90%D0%AD%D0%A1%20041/2017&npa=106336

（当記事は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

〇米国

・Fees for the Administration of the Toxic Substances Control Act (TSCA)

＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 1 月 11 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021 年 1 月 11 日

/2020-28585/fees-for-the-administration-of-the-toxic-substances-control-act-tsca

EPA は、2018 年の TSCA 料金規則の更新と調整を提案する提案規則を官報公示した。

この提案規則への意見提出は 2021/2/25 まで。

・EPA and OSHA Sign Agreement Supporting Coordination on Chemical Reviews and Advancing Worker Safety

＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 1 月 12 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-and-osha-sign-agreement-supporting-coordination-chemical-reviews-and-advancing

EPA は、労働安全衛生局（OSHA）と TSCA に基づく新化学物質の審査に関する

協力とコミュニケーションを促進する覚書（MOU）に署名したことを発表した。この覚書は、職場での新規化学物質への暴露に関する機関間の調整とコミュニケーションのためのフレームワークを提供し、労働者が潜在的な健康と環境のリスクから保護されることを保証するという機関の共通の目標を達成するのに役立つとしている。

・EPA Publishes 2019 Annual Toxics Release Inventory

＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 1 月 12 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-publishes-2019-annual-toxics-release-inventory

EPA は、緊急対処計画及び地域住民の知る権利法（EPCRA）に基づく 2019 年の有害物質排出目録（TRI）報告書とその全米分析を発表した。この報告書は、2018 年から 2019 年の間に TRI 化学物質の総排出量が 9%減少したことを示していると説明している。

・EPA Completes First 10 Risk Evaluations, Reaching Major Chemical Safety Milestone Agency releases final risk evaluation for PV29

＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 1 月 14 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-completes-first-10-risk-evaluations-reaching-major-chemical-safety-milestone
EPA は、TSCA に基づく C.I. Pigment Violet 29 (PV29) の最終リスク評価を発表し、最初の 10 物質のリスク評価プロセスを完了したことで、主要な化学物質の安全性に関するマイルストーンを達成できたと報じている。PV29 の最終リスク評価および関連文書 →
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/final-risk-evaluation-ci-pigment-violet-29

・EPA Takes Action to Investigate PFAS Contamination
＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 1 月 14 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-action-investigate-pfas-contamination
EPA は、ペルおよびポリフルオロアルキル物質 (PFAS) に対処する取り組みの一環として、フッ素系界面活性剤による PFAS 汚染を示す EPA テストに関する新しい情報を提供している。EPA は、蚊駆除農薬製品の保管と輸送に使用されるフッ素化高密度ポリエチレン(HDPE)容器に、農薬に浸出する PFAS 化合物が含まれていると判断しており、影響を受けた農薬メーカーは、フッ素化 HDPE コンテナ内の製品の出荷を自主的に停止し、製品の安定性を確認するために独自のテストを実施していると報じている。

・Withdrawal of Proposed Rules; Discontinuing Three Rulemaking Efforts Listed in the Semiannual Regulatory Agenda
＜米国環境保護庁(US EPA) 2021 年 1 月 15 日＞ https://www.federalregister.gov/documents/
/2021-00115/withdrawal-of-proposed-rules-discontinuing-three-rulemaking-efforts-listed-in-the-semiannual
EPA は、2016/12/16 に公示された TCE のエアロゾル脱脂とクリーニングのスポット洗浄に関する提案規則 (81 FR 91592; FRL-9949-86)、2017/1/19 に公示された TCE の蒸気脱脂に関する提案規則 (82 FR 7432; FRL-9950-08)、および 2017/1/19 に公示された商業的な塗料除去に関する提案規則 (82 FR 7464; FRL-9958-57) の一部の要件を取り下げることを官報公示した。

○カナダ

・Acetic acid
＜カナダ 2021 年 1 月 16 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/acetic-acid.html
カナダ政府は、化学物質管理計画 (CMP) に基づき、酢酸 (CAS RN 64-19-7) の最終スクリーニング評価を発表した。酢酸はカナダ環境保護法 (CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。カナダ官報 →
http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021 年 1 月 16 日/html/notice-avis-eng.html#n11

・Diazenedicarboxamide
＜カナダ 2021 年 1 月 16 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/diazenedicarboxamide.html
カナダ政府は、化学物質管理計画 (CMP) に基づき、C，C’－ジアゼンジイルジメタンアミド (CAS RN 123-77-3) の最終スクリーニング評価を発表した。当該物質はカナダ環境保護法 (CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。カナダ官報 → http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021 年 1 月 16 日/html/notice-avis-eng.html#n12

○コロンビア

・コロンビアにおける最新動向 ＊）
工業化学物質の新たな管理枠組み（草案）を公開
　コロンビアの保健・社会保障省、労働省、商工観光省、環境・持続的開発省は、工業化学物質の新たな管理枠組み（草

案）を公開しました。

本草案は、GHS の下で化学物質が分類され、危険物として分類された化学物質の包括的な化学物質管理システムを確立することを提案しています。本草案の第 4 条において、工業用化学物質の管理手段として以下のものを開発することを規定しています。

・工業用化学物質国家インベントリ
・工業用化学物質の登録
・特定用途に応じた人健康・環境リスク評価
・人健康と環境に対するリスクの削減及び管理のためのプログラム

また、第 16 条及び第 17 条では、保健・社会保障省、労働省、商工観光省、環境・持続的開発省を含む新しい機関を設立し、法令の遵守を監視し、インベントリ、登録、リスク評価を含む工業用化学物質管理政策を確立することを規定しています。

工業化学物質の新たな管理枠組み（草案）（スペイン語）

https://awm.3ecompany.com/UI/HtmlViewHandler.ashx?type=F&fileId=15908

（当記事は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

○オーストラリア

・オーストラリアにおける最新動向　＊）

GHS 改訂第 7 版対応へのガイダンス及びモデル行動規範（Code of Practices）を公開

オーストラリア労働安全庁（Safe Work Australia）は、2021 年 1 月 1 日に移行された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（GHS）改訂第 3 版から改訂第 7 版への対応のための関連ガイドライン及びモデル行動規範（Code ofPractices）を公開しました。

GHS 改訂第 7 版への移行は当初に予定していた 2020 年 7 月 1 日から 6 か月遅れたことによる混乱を防ぐために、製造・輸入業者が有害性のある化学物質を分類し、安全データシート（SDS）を作成できるように、次のような特別な規制が設けられました。

１．2020 年 7 月 1 日から 2021 年 1 月 1 日まで：GHS 改訂第 7 版に基づく分類は許容されるが、必須ではない。
２．2020 年 7 月 1 日から 2022 年 12 月まで：GHS 改訂第 3 版または改訂第 7 版のいずれかの分類が許容される。
３．2023 年 1 月 1 日以降：GHS 改訂第 7 版のみが許容される。

2020 年 8 月に公開された情報では、労働安全衛生（WHS）法および規制に基づく職場の有害化学物質の分類およびラベル付け要件に関する規制フレームワークへの変更があり、これらの法律は、製造・輸入業者が、職場で供給される前に有害化学物質を正しく分類・ラベル付けを行い、SDS を取得することを要求しています。

なお、GHS 改訂第 7 版の実装に伴う規制フレームワークに基づくオーストラリアの有害化学物質の分類に関する最新情報を提供するために、次の資料が 2020 年 8 月 28 日に発行されています。

・Classifying hazardous chemicals - National guide
・Model Code of Practice: Labelling of workplace hazardous chemicals
・Model Code of Practice: Preparation of safety data sheets for hazardous chemicals
・Classification and Labeling for Workplace Hazardous Chemicals Poster

オーストラリア労働安全庁（Safe Work Australia）（英語）

https://www.safeworkaustralia.gov.au/chemicals

（当記事は、Verisk 3E 社より情報提供いただきました。）

○インド

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/185

＜インド　2021 年 1 月 12 日＞

http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169857?FromAllNotifications=True

WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0351_00_e.pdf

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/186
＜インド　2021 年 1 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169858?FromAllNotifications=True
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0352_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/187
＜インド　2021 年 1 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169859?FromAllNotifications=True
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0353_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/188
＜インド　2021 年 1 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169860?FromAllNotifications=True
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0354_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/189
＜インド　2021 年 1 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169861?FromAllNotifications=True
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0355_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/190
＜インド　2021 年 1 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169862?FromAllNotifications=True
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0356_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/191
＜インド　2021 年 1 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169863?FromAllNotifications=True
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0357_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/192
＜インド　2021 年 1 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169864?FromAllNotifications=True
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0358_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/IND/193
＜インド　2021 年 1 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169865?FromAllNotifications=True
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0359_00_e.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System notification G/TBT/N/IND/194
＜インド　2021 年 1 月 12 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169866?FromAllNotifications=True
WTO/TBT 通報文書　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/IND/21_0360_00_e.pdf
インド政府は、次の 10(品質管理)令を WTO/TBT 通報した。これらの命令は、表(1)にリストされる各材料が、指定されるインド標準に準拠していることを確実にすることを目的とするもので、インド官報に公示された 180 日後に発効するとしている。この通報への意見提出は 2021/3/13 まで。
・10(品質管理)令
「100%灰色ポリエステル紡績および白色糸（品質管理）令 2020 年」
「エチレン酢酸ビニル共重合体（品質管理）令 2020 年」
「直鎖アルキルベンゼン（品質管理）令 2020 年」
「ポリエステル工業用糸（品質管理）令 2020 年」
「ポリエステル連続フィラメント完全延伸糸（品質管理）令 2020 年」

「ポリエステル部分延伸糸（品質管理）令 2020 年」
「成型および押出用ポリエチレン材（品質管理）令 2020 年」
「ポリエステル短繊維（品質管理）令 2020 年」
「スチレンブタジエンゴムラテックス（品質管理）令 2020 年」
「セメント系材料用合成マイクロファイバー（品質管理）令 2020 年」

〇中国

・中国における最新動向　＊）

（1）「化学物質環境と健康有害性評価ガイドライン（試行）」（意見募集稿）を含む３つのガイドラインへの意見募集

「新化学物質環境管理登記弁法」（生態環境部令第 12 号）は、2021 年 1 月 1 日から施行となりました。これに対して、事業者向けに、新規化学物質の環境リスク評価の実施を指導し、技術要件を明確にすると同時に既存化学物質の環境リスク評価の支援として、生態環境部は 9 月 29 日に、「化学物質の環境と健康有害性評価ガイドライン（試行）」（意見募集稿）、「化学物質の環境と健康ばく露評価ガイドライン（試行）」（意見募集稿）、「化学物質の環境と健康リスク特性ガイドライン（試行）」（意見募集稿）を公表し、10 月 26 日まで意見を募集しました。

各ガイドラインの概要内容は下記とおり。

１．「化学物質の環境と健康有害性評価ガイドライン」

化学物質の環境及び健康有害性を評価するための作業手順、評価内容、基本的な方法及び技術的要件を規定する。化学物質の環境と健康有害性評価に適用される。

２．「化学物質の環境と健康ばく露評価ガイドライン」

化学物質の環境と健康ばく露評価のための原則、手順、および方法を規定し、新規化学物質および既存化学物質の環境と健康ばく露評価に適用される。

３．「化学物質の環境と健康リスク特性ガイドライン」

化学物質の環境リスクの特性評価および間接的な環境ばく露によって引き起こされる健康リスクの特性を評価するための原則、手順、および技術的要件を規定する。化学物質の環境および健康リスクの特性評価に適用される。

中国生態環境部　通知（中国語）

http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202009/t20200930_801876.html

（2）「危険化学品安全法（意見募集稿）」への意見募集の通知

危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品事故を予防及び削減するため、応急管理部は「危険化学品安全法｛意見募集稿｝」を起草し、10 月 2 日に公表、11 月 1 日までパブリックコメントを求めました。

中国応急管理部　通知（中国語）

http://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/202010/t20201002_368140.shtml

（3）新化学物質環境管理登記に関する移行措置事項の公告

「新化学物質環境管理登記弁法」（生態環境部令第 12 号）が 2021 年１月１日から発効すると同時に、旧法である第７号令が失効します。新化学物質環境管理登記作業が秩序よく継続するように、2020 年 10 月 27 日、生態環境部は移行措置事項に関する公告を行いました。意見募集稿に対し、公告は主に次の変更点があります。

１．常規について、意見募集稿では再登記を求めたが、正式版では登記証変更の状況を追加した。

＜１＞登記量を減らす場合

＜２＞活動類型を生産から輸入へ変更、又は輸入を追加する場合

＜３＞登記する新規化学物質の中文、英文名称又は CAS 番号等の標識情報が変わる場合

＜４＞申請人又は代理人名称を変更する場合

２．簡易について、意見募集稿では再登記を求めたが、正式版では登記証変更の状況を追加した。

＜１＞変更後登記量が 1 トン／年未満の場合

＜２＞生産プロセス研究開発の目的で登記証を取得し、変更後登記量が 10 トン未満で、且つ登記証がまだ有効期限内である場合

＜３＞新規化学物質のモノマー含有量が２％を超えないポリマー又は低懸念ポリマーに該当する場合

３．12 号令発効前後の審査承認に関する移行事項

新化学物質環境管理登記申請が 12 号令発効前に受理された場合、12 号令発効後も 2021 年６月 30 日まで引き続き７号令に従い続行することができる。2021 年６月 30 日までに登記を取得できなかった場合には 12 号令の要件にしたがう。

生態環境部　公告（中国語）

http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202010/t20201029_805427.html

（４）生態環境部、工業・情報化部、衛生健康委員会が共同で「優先規制化学品名録(第二組)」を公告

11 月２日、生態環境部、工業・情報化部、衛生健康委員会が共同で「優先規制化学品名録(第二組)」を公告しました。当該名録は 2020 年５月７日に公表した意見募集稿と比べ、主に以下の変更点があります。

１．正式版名録は合計で 55 件の化学品があり、意見募集稿中の物質５件が削除されました。削除された物質は以下のとおりです。

1,4-ジクロロベンゼン（CAS：106-46-7）
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（CAS：117-81-7）
フタル酸ジブチル（CAS：84-74-2）
フタル酸ベンジルブチル（CAS：85-68-7）
フタル酸ジイソブチル（CAS：84-69-5）

２．シアン化物に対して、定義を明確にしました。青酸、全て単純なシアン化物（多くはアルカリ金属やアルカリ土類金属のシアン化物）及び亜鉛シアン錯体を指し、鉄シアン錯体等を含みません。

３．名録に収載される化学品規制措置は意見募集稿と一致しており、概要は以下のとおりです。

＜１＞優先規制化学品名録に収載される化学品は、相応の環境管理名録（例：有毒有害大気汚染物名録等）に組み入れ、かつ環境保護に関する法律にしたがって管理する。

＜２＞名録中の化学品を使用して生産または生産において排出する企業に対して、強制的なクリーン生産審査及び情報開示制度を実施する。

＜３＞関連の強制国家標準を改正し、一部製品での使用を制限し代替使用を奨励する。

中国生態環境部　公告（中国語）

http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202011/t20201102_805937.html

（当記事（１）～（４）は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

〇台湾

・台湾における最新動向　＊）

「管理毒性化学物質及その運用管理事項」の一部改正

行政院環境保護署は、ストックホルム条約（POPs 条約）に合わせて管理事項を更新するよう、ジコホルを第一類、第三類毒性化学物質に収載し、また現行の毒性化学物質（ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド及びポリ臭化ジフェニルエーテル）の管理規定の改正を公告しました。これにより、台湾の毒性化学物質管理をより強化するとしています。

行政院　公報（中国語）

https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=118258&log=detailLog

（当記事は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

〇ベトナム

・ベトナムにおける最新動向　＊）

「国家化学品インベントリ草案の物質情報補足提出」に関する通知を公表

ベトナム化学品局「国家化学品インベントリを構築する計画」を実施し、化学品インベントリ及び新規化学品管理の草案を整備するために、2021 年４月 15 日まで、国家化学品データベースを通じて、企業が提出する国家化学品インベ

ントリへの収載申請を引き続き受け付けています。

今回の申請フローは前回の申請（2020 年 4 月）と同じになります。申請対象は、ベトナム国内で化学品に関する活動に従事し、化学品データベースシステムで登録した企業です。申請物質の情報は、化学品名称、CAS 番号、安全データシート（SDS）及び化学品がベトナムで使用されたことを証明する書類（輸入申告資料、販売契約あるいは請求書）です。申請ガイドラインは付属書として公表されています。

ベトナム化学品局　通知（ベトナム語）

http://www.cuchoachat.gov.vn/default.aspx?page=news&do=detail&category_id=43&id=4424

国家化学品データベース（ベトナム語）

http://chemicaldata.gov.vn/

（当記事は、ハニカム・テクノリサーチ社より情報提供いただきました。）

****

[8] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 37 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 持ち回り開催について

＜農林水産省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210121_3.html

・宮崎県都城市（今シーズン国内 15 例目及び 18 例目）及び小林市（今シーズン国内 19 例目及び 33 例目）で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限の解除について

＜農林水産省　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210121.html

---

◇***新化学物質、化学物質新利用技術等***

・レアメタルは持続可能か　カギは「希少さ」より環境負荷

＜朝日新聞　2021 年 1 月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP1P343XP17UBQU005.html

チタンやコバルト、ゲルマニウムなどの希少金属は「レアメタル」という和製英語でも呼ばれる。家電や車など、現代の製品に欠かせない貴重な元素だが、流通量が少なく、価格も変動しやすい。「今後も使い続けられるか？」と不安視され、代替品の研究も盛んだ。だが、そこに大きな誤解もあると専門家は指摘する。どういうことだろう？

このほど「金属材料の SDGs」をテーマとする討論会が開かれた。SDGs とは持続可能性を意識した国連の開発目標のことだ。いったい何が、レアメタルの持続可能性を脅かすのか。東京大の星野岳穂・特任教授が「環境への負荷の大きさです」と答えると、参加者から「目からうろこが落ちた」の声も出た。

レアメタルの採掘には石油など…

********** 以上 **********